

小牛田農林高等学校部活動に係る活動方針

1 趣旨

学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心を持つ生徒が、自主的、自発的に参加することで、自己肯定感、責任感、連帯感などを涵養し、活動が一層充実していくことを目的とする。

2 活動時間

平日及び学校の休業日（学期中の週末を含む）の活動時間を次のようにし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（1）平日の活動時間

- ①実活動時間の設定：2時間程度（準備・片付・掃除・ミーティング等は含まず）
- ②完全下校の時間設定：19時30分とする（機械警備設置）

（2）休業日の活動時間

- ①実活動時間の設定：3時間程度（準備・片付・掃除・ミーティング等は含まず）
- ②休業日の練習試合等はこの限りではない。（活動時間）
- ③完全下校の時間設定：17時30分とする（機械警備設置）
- ④学校長が特別な事情があると認める場合、活動時間（休業日）の延長を認める。

（3）朝練習

- ①原則禁止とする。
- ②校長が、特別な事情があると認める場合のみ期間を限定して行うことができる。

（4）定期考査期間の練習

- ①定期考査1週間前から定期考査終了までの期間は原則として活動を禁止する。
- ②ただし、主要大会やコンクール等が定期考査終了後、4週間以内に開催される場合、校長の許可を得て期間や時間を限定して活動を認める場合がある。

3 休養日の設定

- （1）週2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とする。
- （2）週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- （3）ただしハイシーズンなどで週2日の休養日が取れない場合は、オフシーズンに多くの休養日を設ける。

4 活動計画の作成

- （1）顧問は、年間を見通した活動計画書および毎月の活動計画書を作成し、校長に提出する。
- （2）顧問は、毎月の活動実績書を作成し、校長に提出する。
- （3）計画書・実績書の様式は、県よりだされた様式を使用する。